

(様式1)

## 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）に対する科学的・技術的意見の募集について

令和4年12月22日  
原子力規制委員会

運転期間に関する定めが原子炉等規制法から他法令に移される場合でも高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を適切に実施できるようにするため、法的な枠組みを原子炉等規制法に定める予定となっております。

つきましては、下記の要領にて別添の案について、広く国民の皆様の意見を募集いたします。

標記、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）」に対する意見がありましたら、以下の要領にて提出してください。

### 記

#### 意見募集案件

意見の提出に当たっては、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている以下を参照してください。

- 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)

参考資料

- 改正の概要（令和4年12月21日令和4年度第59回原子力規制委員会資料1）

#### 意見提出方法

意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。  
なお、提出いただく意見は、必ず意見の対象を該当箇所がわかるように明記してください。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」画面で本案件を選択し、最下の「意見入力へ」のボタンをクリックし、「提出意見」の欄に意見を入力することにより提出してください。

(2) 郵送で意見を提出する場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)パブリックコメントの案件別ページの関連資料欄に掲載されている「意見提出用紙」ファイルをダウンロードし、印刷して使用してください。意見は下記の「意見送付の宛先」まで送付してください。

**意見送付の宛先**

住 所: 〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課  
高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要  
(案)に対する科学的・技術的意見の募集担当 宛て

**意見提出上の注意**

- (1) 提出いただく意見等は、日本語に限ります。  
また、個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。
- (2) 寄せられた意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、法令に従い開示します。(意見は原則として全て開示しますので、意見中には個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。)なお、いただいた意見に個々に回答はいたしかねますので、御了承願います。
- (3) 氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた意見の内容に不明な点があった場合などの問い合わせをさせていただくため、記入いただくものです。記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。  
なお、寄せられた意見が下記に該当する場合は、意見の一部を伏せること、又は提出意見として取り扱わないことがあります。
  - ・意見が「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)」と無関係な場合\*
  - ・意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
  - ・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
  - ・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
  - ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
  - ・入力された情報が虚偽であると判明した場合

\* 行政手続法第42条では、命令等制定機関が、意見公募手続きを実施して命令等を定める場合に、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を「提出意見」と規定している。また同条の運用において、「提出意見」に該当しないものについては、命令等制定機関に当該意見を考慮する義務や当該意見等について公示する義務は課されないこととなっている。

**意見提出期間**

令和4年12月22日(木)から1月20日(金)まで

(問合せ先)

原子力規制庁 原子力規制部

原子力規制企画課

担当:湯澤、井上、高山

電話:03-5114-2109(代表)